

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 豊田泰史

被控訴人 吉田益夫



## 準備書面(6)

平成28年 5月11日

大阪高等裁判所 第7民事部S2係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 太田達也

同 弁護士 重藤雅之



控訴人の主張は、控訴理由書等でこれまで主張してきたとおりである。

吉田益夫は、訴訟記録等をインターネットで公開する理由を、裁判での主張内容を和ネット掲示板等で公開して社会の公正な評価を得る必要があるなどと主張してきた。

しかしながら、本控訴審においては、裁判所から、争点と無関係な主張や証拠は出さないようにとたしなめられ、数々の趣旨不明な準備書面については提出扱いしないこととされた。そして、そのことは裁判所から明確に告げられていることであって、吉田益夫も当然認識している。

それにも拘わらず、吉田益夫がこれらを和ネットで公開しているという事実は、吉田益夫が主張してきた訴訟記録公開の理由が全くの虚偽であったことを示している。また、吉田益夫の平成28年5月9日付け準備書面を見ると、ごく最近の事情など明らかに本件訴訟とは関係のない事情が羅列されており、これらの事実からも、吉田益夫が行ってきた数々の行為が、控訴人の名誉を毀損する目的のものであったことが明らかとなつたといえる。

このような吉田益夫に対しては、一切の訴訟記録のみならず、提出していない書面や本件の関連記事の公開を禁止する以外に、その違法行為を差し止める術はない。

以上